

明日に伝える安土城跡

～特別史跡の保存と現状変更～

文化財は長い歴史の中で生まれ、先人たちが守り続け、今日の私たちの世代に伝えられてきた貴重な国民の財産です。特に重要な史跡として特別史跡に指定されている安土城跡を後世に永く伝えていくためには、史跡地の所有者である皆様や史跡地で事業を行う皆様の御理解と御協力が必要です。

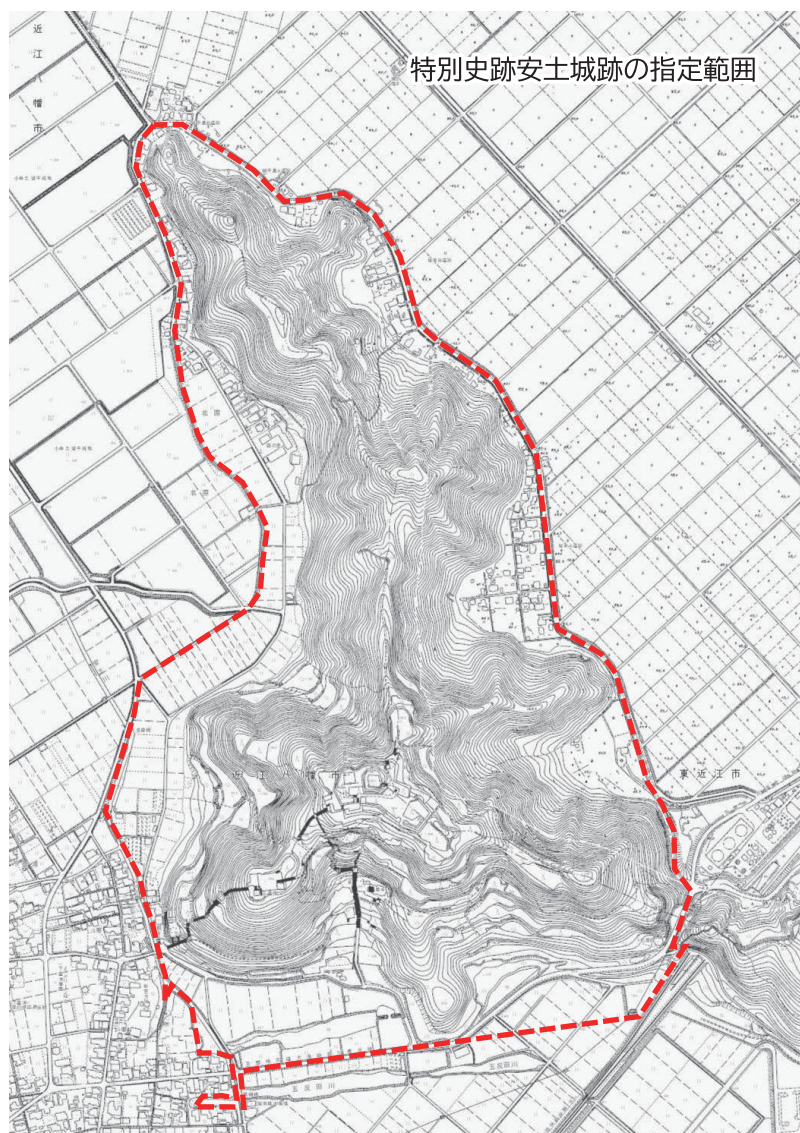
史跡とは

史跡は遺跡の中でも歴史上・学術上の価値が高く、国や地域の歴史を理解するうえで欠かせない文化財です。史跡のうち学術上の価値が特に高いものが「特別史跡」（国宝に相当します）に指定されます。



史跡の保護と現状変更

史跡には遺構や遺物を含む土地全体のほか歴史的な景観も含まれており、今ある状態のまま後世に伝えていかなければなりません。史跡指定地で行う得ず現状に変更を加える行為や、保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、**文化庁長官による許可**が必要です（文化財保護法第125条）。

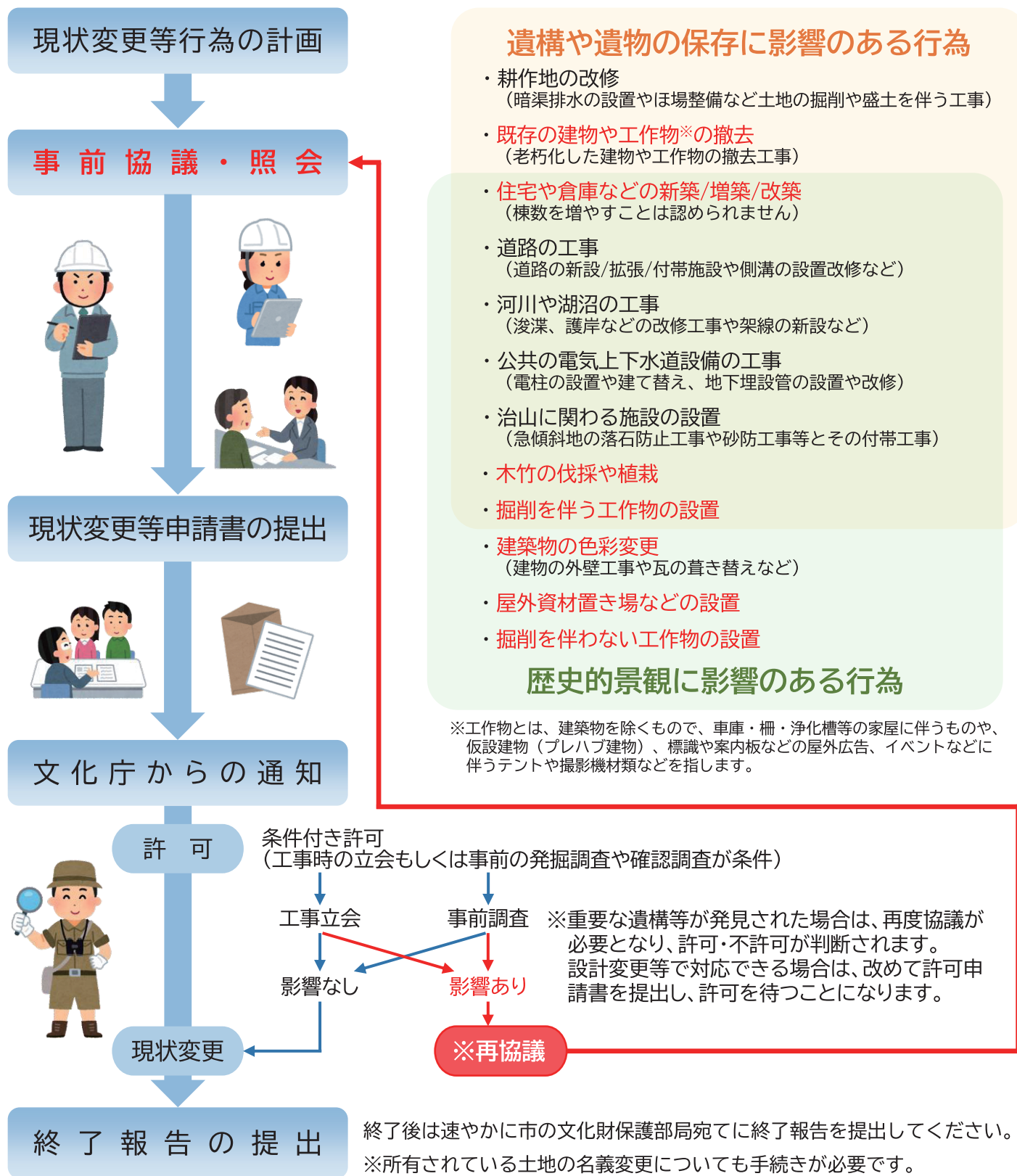


まずは地元の文化財保護部局に御相談ください

現状変更等の許可申請は、申請から許可までに通常で1～2か月かかります。手続きの流れを知らないで計画を進めると、設計や期間の変更など様々なことに影響することがありますので、現状変更等を計画される場合は、まず地元の文化財保護部局（近江八幡市総合政策部文化振興課／東近江市埋蔵文化財センター）に御相談ください。

現状変更等許可申請手続きの流れ

- ・計画時点で、まず文化財保護部局に御相談ください。申請から許可までには通常で1～2か月かかります。
- ・申請後に内容や期間を変更する場合は、軽微な変更であっても事前の協議と変更許可申請が必要です。



お問い合わせ

近江八幡市総合政策部文化振興課 048200@city.omihachiman.lg.jp TEL 0748-36-5529
東近江市埋蔵文化財センター mole@city.higashiom.lg.jp TEL 0748-42-5011